



熊本県公報

号外 第17号
平成29年3月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (") 1
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 4
- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 4
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 4
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 5
- 公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令…………… (学校人事課) 5

登 載 依 頼

熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則（平成24年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表中

「**広報課を通じた広報の実施**」**広報要望事項に関する文書**

」を

「**広報グループを通じた広報の実施**」**広報要望事項に関する文書**

」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表本庁の表知事部局の項中「各部（公室）筆頭課」を「各部（公室）筆頭課（グループ）」に、「秘書課」を「秘書グループ」に改める。
別表出先機関の表農業研究センターの項中「総務課長」を「総務課長 課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表玉東町の部町長部局（会計室を含む。）の項中「室長」を「室長 審議員」に改め、同部教育委員会の項中「局長」を「局長 審議員」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1行政職給料表3級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中

健康福祉部	保健所課長 福祉総合相談所課長 こども総合療育センター療育長	を
-------	--------------------------------	---

健康福祉部	保健所課長 福祉総合相談所課長 清水が丘学園課長 こども総合療育センター療育長	に
-------	---	---

改める。
別表第1の1行政職給料表4級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中

商工観光労働部	大阪事務所次長 産業技術センター次長及び室長 高等技術専門校事務長 技術短期大学校事務局長、課長、部長、科長及び教授	を
農林水産部	農業研究センター課長及び所付 農業研究センター農産園芸研究所茶業研究所長 農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所長 農業研究センターい業研究所室長 農業研究センター農業研究所長 農業大学校事務長、学部長、科長及び教授 病害虫防除所長 家畜保健衛生所課長 林業研究指導所次長 水産研究センター次長 漁業取締事務所長	を

商工観光労働部	大阪事務所次長 産業技術センター次長及び室長 高等技術専門校副校長及び事務長 技術短期大学校事務局長、課長、部長、科長及び教授	に、
農林水産部	農業研究センター課長及び所付 農業研究センター農産園芸研究所茶業研究所長 農業研究センター農産園芸研究所高原農業研究所長 農業研究センター農産園芸研究所球磨農業研究所長 農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所長 農業研究センターアグリシステム総合研究所室長 農業研究センター果樹研究所天草農業研究所長 農業大学校事務長、学部長、科長及び教授 病害虫防除所長 家畜保健衛生所課長 林業研究指導所次長 水産研究センター次長 漁業取締事務所長	に、

選挙管理委員会	総括書記	を
---------	------	---

選挙管理委員会	総括書記	に
海区漁業調整委員会	事務局長	

改める。
別表第1の1行政職給料表6級の部知事の事務部局の款本庁の項中情報企画監を削り、同部知事の事務部局の款地方出先機関の項中

総務部	広域本部首席税務専門員及び本部付 広域本部地域振興局局付 県央広域本部熊本農政事務所長 自動車税事務所長 消防学 校長	を
-----	---	---

総務部	広域本部首席税務専門員及び本部付 広域本部地域振興局局付 県央広域本部土木部副部長 県央広域本部熊本農政事務所長 県央広域本部熊本土木事務所次長 自動車税事務所長 消防 学校長	に、
-----	---	----

農林水産部	農業研究センター部長 農業研究センター農産園芸研究所長 農業研究センター生産環境研究所長 農業研究センター畜産研 究所長 農業研究センターい業研究所長 農業研究センター果 樹研究所長 農業大学校副校長及び部長 林業研究指導所長 水産研究センター所長	を
-------	--	---

農林水産部	農業研究センター部長 農業研究センター農産園芸研究所長 農業研究センター生産環境研究所長 農業研究センター畜産研 究所長 農業研究センターアグリシステム総合研究所長 農業 研究センター果樹研究所長 農業大学校副校長及び部長 林業 研究指導所長 水産研究センター所長	に
-------	--	---

改める。
別表第1の1行政職給料表備考第5項中「福祉総合相談所課長」の次に「、清水が丘学
園課長」を加え、同表備考第7項中「知事の事務部局の」の次に「県央広域本部土木部副
部長、県央広域本部熊本土木事務所次長及び」を加え、「及び教育委員会事務局」を「並
びに教育委員会事務局」に改める。

別表第1の6医療職給料表(3)の表中

3級	知事の事務部局	広域本部	課長 地域振興局課長	を
	警察	警察本部	係長 課付	

1級	警察	警察本部	係員	に改める。
3級	知事の事務部局	広域本部	課長 地域振興局課長	
		警察	警察本部	係長 主任 課付

別表第2の(その1)行政職給料表初任給基準表中

保育士		1級19号給	を
-----	--	--------	---

保育士		1級19号給	に改め、同表
学校図書館事務		1級19号給	

備考第1項中「保育士」の次に「及び学校図書館事務」を加える。

別表第6の(その1)行政職給料表級別最低経験年数表中

保育士	短大卒	0	6	10	14	16	18	を
-----	-----	---	---	----	----	----	----	---

保育士	短大卒	0	6	10	14	16	18	に改める。
学校図書 館事務	短大卒	0	6	10	14	16	18	

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第14号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第2条中「い業研究所」を「アグリシステム総合研究所」に、「企画指導部」を「企画研修部」に改める。
第7条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

第4条 削除
別表第1中

中学校 小学校	(1) 学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則第140条第1項に規定する障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1	を
------------	--	---	---

小学校 中学校 義務教育学校	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条第1項に規定する障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1	に改める。
----------------------	--	---	-------

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

第2条中「別記第1号様式」の次に「のとおり」を加える。

第4条第2項中「教職員」の次に「に係るもの」を加え、「）（以下「教育事務所長等」という）」を「。以下同じ」に改める。

第6条中「き損した」を「毀損した」に、「教育事務所長等」を「教育事務所長」に改める。

第7条中「教育事務所長等」を「教育事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。